

中小企業者への融資のご案内

東通村及び青森県信用保証協会では、中小企業者の事業資金にかかる借入を円滑にするため、特別保証制度を実施しています。地元中小企業者の皆様にとって利用しやすい制度となるよう、きめ細やかな対応をしておりますので、大いにご活用ください。

☆特別保証制度

○簡易小口資金

貸付金額：1, 250万円

保証期間：7年以内（措置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内）

貸付利率：年率3.5%以内（固定金利）

○事業活性化資金

貸付金額：2, 000万円

保証期間：10年以内（措置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内）

貸付利率：年率3.5%以内（固定金利）

○小口零細企業特別保証

貸付金額：1, 250万円

保証期間：7年以内（措置期間：1年以内）

貸付利率：年率3.5%以内（固定金利）



☆保証利率について

- ◎ 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用する場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた区分の料率（小口、活性化は0.45%～1.85%、小口零細は0.50%～2.00%）を適用します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、小口、活性化は1.15%、小口零細は1.28%となります。（最大0.2%の割引適用有り）
 - ・個人事業者、又はその他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない方であって、貸借対照表及び損益計算書がない方
 - ・事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない方
 - ・同一の事業を営む複数の方であって、金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方
- ◎ 特別小口保険を利用の場合、経営安定関連特例保険を1～6号指定で利用の場合は一律に年率0.85%、経営安定関連特例保険を7、8号指定で利用の場合は一律に年率0.77%、創業等関連特例及び創業関連特例保険を利用の場合は一律に年率0.80%が適用となります。

☆お問い合わせ先

青森県信用保証協会 むつ支所（☎ 22-1204）

東通村つくり育てる農林水産課 商工振興グループ（☎ 27-2111 内線117）